

説明資料

西三河都市計画区域区分の変更に係る市素案の説明会【阿知和地区】

令和2年6月13日
午前10時～
岡崎市北部地域交流センター

次第

- 1 挨拶
- 2 素案説明
- 3 質疑

-----Memo-----

お問い合わせ先：岡崎市都市整備部都市計画課
企画調査1係
TEL (0564) 23-6249、FAX (0564) 23-6514

※裏面にも資料を印刷しております

1 区域区分（市街化区域・市街化調整区域見直し）の概要

区域区分の変更（市街化区域への編入）は、西三河都市計画区域マスタープラン（県作成：平成31年3月）、岡崎市都市計画マスタープラン（市作成：平成22年2月、今年度末全面改定）等の上位計画との整合性、基盤施設の整備状況（新たな計画的な市街地又は既に基盤が整備された区域）、位置・規模の妥当性等の基準を満たす区域に限り、行われます。（愛知県が定める都市計画）

2 阿知和地区の概要

阿知和地区は、東名高速道路で事業を進めているスマートインターチェンジ（SIC）の東側に位置しており、近隣には花園工業団地があるほか、約10km圏域に自動車関連企業が多数立地するなど岡崎市中心部や周辺産業エリアとのアクセスにも優れ、産業基盤整備に対する要望が多く寄せられている地区です。

本市都市計画マスタープランの位置づけ（工業地）に即し、SICの整備に合わせて市が事業主体となり整備を進める阿知和地区工業団地造成事業を行う区域、約65.9haを市街化区域へ編入しようとするものです。

3 用途地域（市街化区域編入と併せて決定）について

(1) 概要

用途地域は、住環境の保護や、商業・工業等の利便性の向上などを図るために定める都市計画です。建築物の建てられる種類の制限や、建築物の規模である建蔽率・容積率が決まります。（岡崎市が定める都市計画）

(2) 阿知和地区の用途地域

阿知和地区は、工業の利便の増進を図るため、「工業専用地域」（建蔽率60%、容積率200%）を定める予定です。

4 地区計画（市街化区域編入と併せて決定）について

(1) 概要

地区計画により、用途地域による規制に加えて、その地区独自の規制（建築物に関するルール等）を定めます。（岡崎市が定める都市計画）

(2) 阿知和地区計画の内容

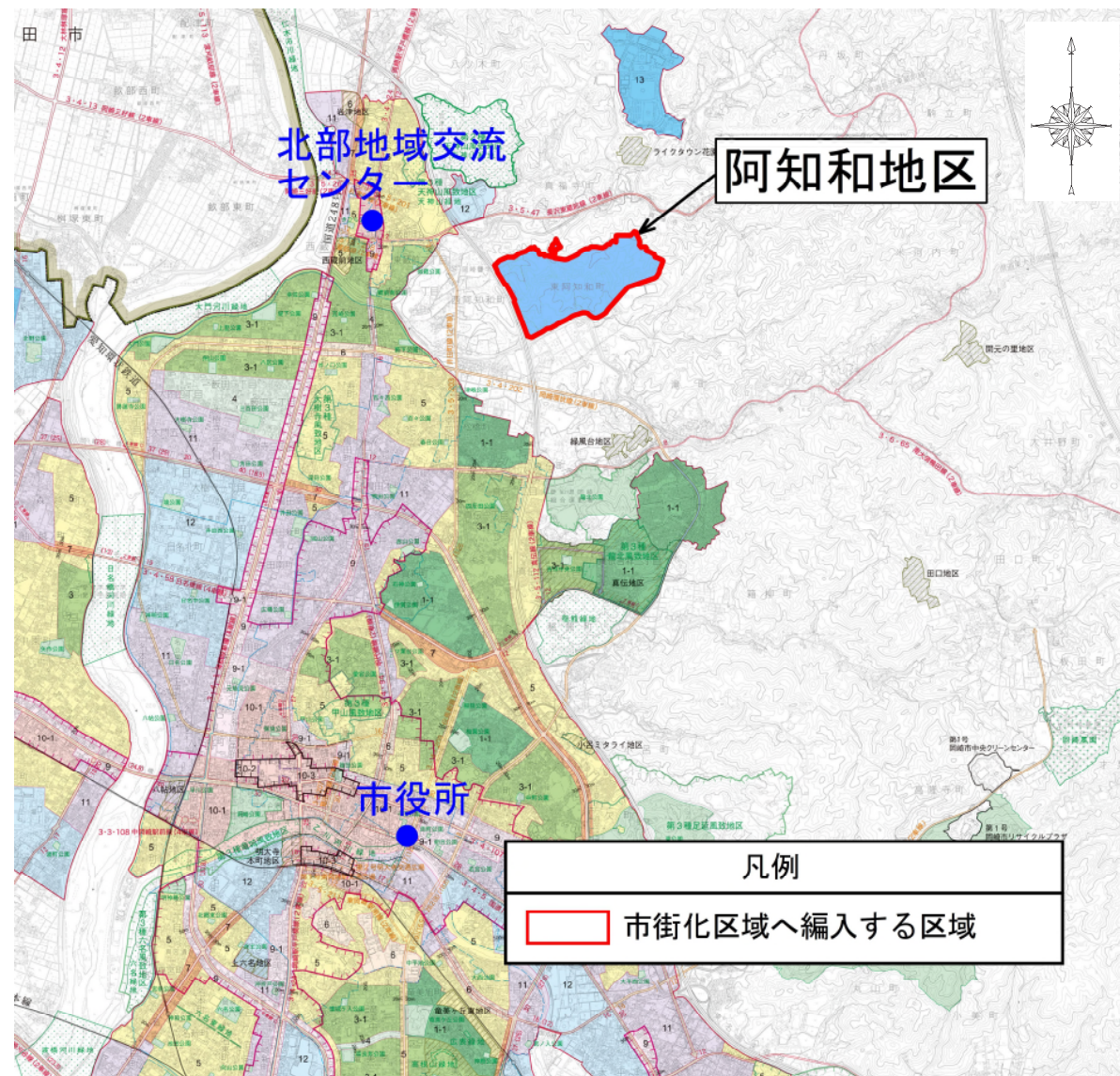
良好な操業環境を創出し、工場及び流通業務等の土地利用を図るため、神社、寺院、教会、公衆浴場等の建築と敷地面積の最低限度（3,000㎡）の制限を、周辺の環境に配慮してするため、道路から一定距離（4m）を保つよう建物の位置と建築物の外壁及び屋根の色彩（原色を避け、落ち着いた色調とする）を制限する内容です。

5 スケジュール（予定）

令和2年6月13日	説明会（本日）
令和2年9月頃	地区計画案の縦覧（2週間）
令和2年11月頃	区域区分、用途地域、地区計画案の縦覧（2週間）
令和2年12月頃	市都市計画審議会（区域区分、用途地域、地区計画）
令和3年2月頃	県都市計画審議会（区域区分）
令和3年3月頃	告示（効力発生）

6 阿知和地区の位置（図面）

(1) 総括図(位置図)



(2) 計画図(詳細図)

